

佐賀県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第1項に定める病院及び同法第1条の5第2項に定める診療所での新型コロナウイルスワクチン接種回数の底上げとワクチン接種（以下「接種」という。）を実施する医療機関数の増加を支援し、ワクチン個別接種の促進を図るため、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号）に定める実施要綱（一部改正の場合は、当該改正後の実施要綱）に基づき、ワクチン接種に協力する医療機関に対し、予算の範囲内において、個別接種促進のための支援事業に係る給付金（以下「給付金」という。）を交付することとし、本給付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(支援対象期間、交付対象者、交付要件及び交付額)

第2条 給付金の支援対象期間は、知事が別に定める期間とし、交付対象者毎の支援項目、交付要件及び交付額は、次の表のとおりとする。この場合の算出は接種回数（予診のみは含まない）による。

(1) 交付対象者：診療所

| 区分 | 交付要件及び交付額 | 令和4年10月接種分以降の追加要件 |
|----|--|--|
| A | 週100回以上の接種を知事が別に定める期間に4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円 | (左記の要件に加えて、) 週100回(150回)以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること |
| B | 週150回以上の接種を知事が別に定める期間に4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円 | |
| C | 50回以上の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円 | (左記の要件に加えて、) 50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること |

※AまたはBとCは重複しない。

(2) 交付対象者：病院

| 区分 | 交付要件及び交付額 | 令和4年10月接種分以降の追加要件 |
|----|-------------------------------|--|
| C | 50回以上の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円 | (左記の要件に加えて、) 50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日に |

| | | 接種体制を用意していること |
|---|---|---------------|
| D | 特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成した週が、知事が別に定める期間に4週間以上あった場合には、以下を加算 医師 1人1時間当たり7,550円 看護師等 1人1時間当たり2,760円 | (追加要件なし) |

※Dの対象となる日は、50回以上／日の接種を行った日に限る。

※「時間外、夜間または休日」の考え方

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

なお、12月29日～31日及び1月2日～3日は、休日として取り扱う。

加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない）

※「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

2 給付金の交付申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(給付金の交付申請兼交付請求)

第3条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個別接種促進のための支援事業に係る交付申請書兼交付請求書（以下「交付申請書兼交付請求書」という。）及び添付書類を知事が別に定める期間内に知事に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

2 前項の交付申請書兼交付請求書は、支援対象期間分を原則として一括して提出するものとする。

3 第1項に規定する交付申請書及び交付請求書は、知事が別に定める様式とする。

(給付金の交付決定、額の確定及び支払)

第4条 知事は、前条の交付申請書兼交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、給付金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

2 申請者の指定口座への給付金の振り込みをもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。

3 第1項の審査の結果、不適当と認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

4 第1項の交付申請書兼交付請求書を受理してから給付金の交付決定及び額の確定をするまでに通常要すべき期間を60日とする。

(給付金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、給付金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 申請内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、給付金の交付にかかわらない軽微な変更については、この限りではない。

(3) 第3条第1項第1号の交付要件を満たすことを証する書類を整備して交付完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

2 知事は、給付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(給付金の交付の決定の取消し等)

第6条 知事は、申請者が第2条第2項各号及び第3項に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、受理した交付申請書兼交付請求書に不備又は過誤があり、申請者に対して確認等を求めたにも関わらず申請書兼交付申請書の補正が行われなかった等、申請者の責に帰すべき事由により交付ができないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(加算金及び延滞金)

第7条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に交付した給付金について全部を返還させることができる。なお、虚偽や不正な手段により給付金の交付を受けたと認めるときは、申請者に交付額の年10.95%の割合で計算した加算金の支払い義務を課すものとする。

2 知事は、前条の規定により交付の決定の取消しを受けた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 申請者は、給付金の給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、申請者に対し、ワクチン接種実績等について報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (令和3年7月14日健第2472号)

この要綱は、令和3年5月9日の接種分から対象とし、令和3年7月14日から施行する。

附 則 (令和3年8月16日健第3961号)

この要綱の一部改正は、令和3年8月16日から適用する。

附 則 (令和4年4月1日健政第784号)

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年9月28日健政第4137号)

この要綱の一部改正は、令和4年10月1日から適用する。